

令和 6 年 第 10 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第10回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年10月23日（水）					
招 集 の 場 所	志布志市松山支所2階会議室					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 6 年 10 月 23 日 午前 9 時 25 分				
	閉 会	令和 6 年 10 月 23 日 午前 10 時 3 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	×	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
	会議録署名委員	席 番 16 番		平川 眞由美		席 番 17 番
職務のため出席 した者職氏名	事 務 局 長		高野		事務局次長	宮田
	主幹兼農地 GSL		竹之内		主幹兼農地 GSL	圖師
	農地 GSL		杉原		主 任 主 査	桑水
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第68号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第70号 非農地証明願の承認について 議案第71号 農用地利用集積計画決定について 議案第72号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
-----------------------	---

議長	萩迫	ただいまから、令和6年第10回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山迫委員、柳井委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番16番、平川委員と、席番17番、福岡剛委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。 最初に、あっせんの経過についての報告をお願いします。 それでは、福岡剛委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡剛	6月の総会で、依頼のありました〇〇さんのあっせんについて報告します。 依頼の農地は花木が作付されていて、あっせん対象者も花木の生産者に限られ、譲り受けを希望する人もいませんでした。 また、農作物用の畑として利用するには、ヒサカキの伐採や抜根が必要で、経費もかかるなどの理由で、価格面での折り合いもつかないため、本人の了承も得て、今回で打ち切りとさせていただきたいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただ今、福岡剛委員から、〇〇さんの申出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり打ち切りとすることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、報告どおり打ち切りといたします。 続きまして、柳井委員の報告ですが、本日欠席届が出ており、事務局が代わって報告をお願いいたします。
事務局	次長	4月総会で依頼のありました〇〇さんの畑のあっせんですが、柳井委員から欠席の連絡がありました。事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。 現在、買い手を探しているものの、決定には至っていないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 続きまして、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	8月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせん活動について報告いたします。 今月末にもあっせんが成立しそうな感じでおります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。

会場 議長 委員 萩迫 委員 吉野	9月27日、やっちく松山藩秋の陣まつり出陣式が泰野地区公民館であり参加しました。 10月2日、事務打合せ、8日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第67号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、6件の申請でございます。 まずは、5ページ、番号90番についてですが、10月15日に申請者から取り下げがありました。番号90番は欠番となります。 次に、番号91番と、6ページ、番号92番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号91番と番号92番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号91と92を報告いたします。 まず、番号91の譲渡人は、愛知県岡崎市矢作町にお住まいの〇〇さん63歳で、譲受人は中平城にお住まいの〇〇さん66歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、山宮神社から降りて川を渡って上がってくると、三差路に上門公民館がございますが、その三差路を西側の方、平城の方に登っていった上の台地にすぐ三差路がございます。そこに、エース総合運輸の事務所・倉庫、そして中部飼料の車が止まっている駐車場がございますが、その前の田んぼが大久保の7筆で、1枚の田んぼであります。それともう1つ、七本松の一筆が、事務所の東側横隣になります。譲受人宅から3kmのところにあります。 続きまして、番号92の譲渡人は、安楽上門集落にお住まいの〇〇さん85歳で、譲受人は91番と同じく〇〇さんです。 申請地の場所ですが、先ほどの7筆続きの水田がございましたが、その隣が8筆目で、一番東側のところになります。 〇〇さんと〇〇さんは親子でございます。譲受人宅から3kmのところにあります。認定農業者で、夫婦と子供でお茶を主に栽培しております。 ここは茶が作付されているところです。 茶摘み機械及びトラクター2台、田植機1台を保有しています。 この土地は17年前に〇〇さん宅から借地して、茶が植えられておりましたけれども、一昨年、地主の主人が亡くなられてその時から売りたいという話を私が受けておりまして、今回、親子で相続がされて、〇〇さんが生きているうちに処分したいということで、今回の申請になったところです。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも、支障がないものと思われまます。 以上報告を終わります。
---	---

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 91 番につきまして、何かご意見ございませんか。
委員	隈元	先ほど報告をもらいましたけど、水田と言われましたけど、現況は畑となっておりますが、ちょっと説明をお願いします。
議長	萩迫	はい、吉野委員。
委員	吉野	この辺りは水田地帯ですが、今回の土地は、地目は畑及び山林となっております。現況も茶が植え付けてあります。
議長	萩迫	他に何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 92 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 93 番について審議いたします。小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 93 番を報告いたします。 譲渡人は、宮崎県宮崎市高岡町内山にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請場所は、市役所より国道 220 号線を、天神の登坂の中腹辺りに位置するところで、1.8 km ぐらい進んで、右側の高台の上に住宅があって、その住宅の裏に今回のほ場があります。 譲受人宅からは、住宅の裏側で 1 分とかからないところにあります。 〇〇さんは、今回新規就農者であり、ご主人が関東の方におり、2・3 年後は帰ってくることになっているので、当面は 1 人で、耕作されるということで、耕作の経験はないということでありました。 今回の申請地には、自己消費分の野菜を作付するという予定であることでした。また、管理機 1 台を保有されています。 特記事項としまして、畑の耕作目的以外に使用しないよう耕作し 5 年以上継続して耕作することを話して了解をいただきました。 以上のことにより、農地法 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 94 番について審議いたします。平井委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼のありました番号 94 を報告いたします。
		譲渡人は、鹿児島市山下町に事務所のある被相続人亡〇〇 相続財産清算人弁護士 〇〇さんで、譲受人は、鹿屋市寿にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されてるとおりです。
		申請地の場所は、有限会社上野ファームから、県道宮ケ原大崎線を北に 800 m進んだところに、中野共同製茶工場があり、その横に畑があり 2 枚目です。
		譲受人宅から、30 分のところにあります。
		父、弟と 3 人で、委託牛 220 頭、生産牛 43 頭を飼養しており、申請地には牧草を作付けする予定とのことです。
		また、父〇〇さん所有のトラクター 4 台、牧草関係の機械も一式借りています。
		以上のことにより、農地第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7 ページ、番号 95 番について審議いたします。福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 95 を報告いたします。
		譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 110 号線にあります泰野郵便局の交差点より、南西方向に 60mほど進み右折し、150mほど進んだ左手の畑です。譲受人宅の隣にあります。
		〇〇さんは、夫婦で水稻、甘藷を栽培しており、申請地には蕎麦を作付する予定とのことです。
		また、トラクター 2 台、田植え機、乾燥機等を保有しております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第67号、農地法第3条の規定による許可申請につ いては、原案のとおり決定いたしました。
委員 小園		次に、日程第5、議案第68号、農地法第5条の規定による事業計画変更 申請についてを議題といたします。 9ページ、番号8番を審議いたします。現地を調査された小園委員の報告 をお願いします。 議案第68号、番号8番について報告します。 調査日は10月7日、調査員は、隈元委員、春田委員と私、小園です。 申請人は、志布志市有明町野井倉にある医療法人〇〇理事長 〇〇さんで す。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書9 ページ、総会資料7ページから10ページのとおりです。 場所は、東九州自動車道志布志有明インターチェンジ付近で、志布志方面 から出て、市道飯山通山1号線を右折し、60m進んだ左手に位置します。 今回の事業計画変更は、託児所と園庭の建物を見送りたいとのことで、託 児所については、当初職員の託児所を計画していたが、志布志市や大崎町な どでは、保育料の無償化が始まり、多くの職員の方々が行政での利用を考え ていらっしゃるということです。また、園庭については、車両動線を広げ、ロ ータリーの設置により、安全性の確保向上に努めたいということでした。 申請地の農地区分は、第1種農地のため、原則不許可ですが、高速自動車 道のインターチェンジから300m以内の区域であるため、第3種農地の300 m以内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ない との意見の一致を見ました。ご審議方、よろしく願いいたします。
		はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
		(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。事業計画変更を認めることに、 ご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第68号、農地法第5条の規定による事業計画変 更申請については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたし ました。 次に、日程第6、議案第69号、農地法第5条の規定による許可申請につ いてを議題とします。 15ページ、番号32番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報
会場 議長	委員 萩迫	

委員 平川	告をお願いいたします。 議案第 69 号、番号 32 番について報告します。 調査日は、10 月 7 日、調査員は、平井委員、嶽委員と私平川です。 譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町志布志〇〇番地〇株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。 立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、昭和自動車学校前の市道天神線を、串間市方向へ 226m 進み、左折して、94m 進んだ先の右手に位置します。 転用目的は、その他の現場事務所です。 排水は、現場はシラスが撒いてあり、そこに事務所やトイレ、砂、砂利等が置いてあったため、自然に地下への浸水です。 その他として、被害防除に関する契約書つきになっています。 申請地の農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地に該当します。 農用地区域内農地の農地転用は原則不許可ですが、今回の転用は、農地転用が許可できる場合の一時転用に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 6、議案第 69 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 70 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 17 ページ、番号 14 番を審議いたします。現地を調査された嶽委員の報告をお願いいたします。
委員 嶽	議案第 70 号、番号 14 番について報告します。 調査日は、10 月 7 日、調査員は、平井委員、平川委員と私嶽です。 そして、事務局 2 名です。 申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、ご主人の〇〇さん、76 歳でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有明大橋から大崎方面へ向かい、坂道を上りきった右手側に、川添地区公民館があり、その前の県道宮原大崎線を山重方向へ、935m 進んだ

		右手の 1 枚の畑を挟んだ奥に位置します。 令和 3 年 10 月 11 日に相続手続きを行った際に、地目が農地であることが判明しました。当時、〇〇さんのお父様が、農地転用の許可が必要なことがわからずに住宅を建て、約 40 数年が経過しており、農地への復元が困難となっているものです。 〇〇さんは、肉牛生産を経営され、6 頭の親牛を飼育されていて、農地では牧草等を栽培されているとのことでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 15 番を審議いたします。現地を調査された春田委員の報告をお願いいたします。 委員 春田 議案第 70 号、番号 15 番について報告します。 調査日は、10 月 7 日、調査員は、小園委員、隈元委員、私春田です。 申請人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況などについては、それぞれ議案書及び総会資料の 18 ページから 20 ページです。 場所は、有明町原田にある西下構造改善センターから市道西下下原線を、西へ 70m 進み左折し、林道を 700m 進んだ左手に位置します。 立会人から聞き取ったことや周辺の状況などは、平成 30 年に相続しましたが、昭和 40 年から山林として利用されており、農地への復元が困難になったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 70 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 71 号、農用地利用集積計画決定についてを議題
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	春田	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	

事務局 次長	とします。 はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。 議案第 71 号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。 議案書 19 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。 公告日は、令和 6 年 10 月 31 日で、面積は畑が 2,582 m²となっております。 所有権を移転する者は 1 人、所有権の移転を受ける者は、1 人で売買によるものです。 所有権移転の詳細につきましては、議案書 20 ページに掲載しておりますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。 まずは、20 ページ、番号 17 番と、19 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
事務局 桑水 議長 萩迫	次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 71 号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について、ご説明申し上げます。 議案書は、21 ページから 25 ページとなっております。まずは、議案書 21 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。 公告日は令和 6 年 10 月 31 日で、始期は令和 6 年 11 月 1 日となります。 設定期間が、1 年 9 カ月から 10 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が 3,876 m²、畑が 41,652 m²、樹園地が 11,822 m²で、合計しますと 57,350 m²となり、うち更新分は 1,908 m²となっております。 利用権の設定をする者の数が 10 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 8 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 2 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。 詳細につきましては、22 ページから 25 ページの明細表をご確認ください。 以上で、議案第 71 号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審

		議に入ります。
会場 議長	委員 萩迫	22 ページ、番号 1 番から 25 ページ、番号 11 番までと、21 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 8、議案第 71 号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。
事務局	桑水	次に、日程第 9、議案第 72 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。 議案第 72 号の農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。議案書は、27 ページから 34 ページとなっております。 まずは議案書 27 ページの総括表をご説明いたします。今回の促進計画(案)は、始期が令和 6 年 12 月 31 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 43,968 m ² 、畑が 74,264 m ² 、樹園地が 36,571 m ² で、合計しますと 154,803 m ² となっております。農地の地権者数は 48 名、耕作者となる配分予定者は 10 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。
議長	萩迫	詳細につきましては 28 ページから 34 ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由をご確認下さい。 以上で、議案第 72 号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
会場 議長 会場 議長	委員 萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、28 ページ、番号 1 番から番号 4 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、番号 1 番から番号 4 番について、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
会場 議長	委員 萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

会場 議長	萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、番号 5 番から 34 ページ、番号 91 番までと 27 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 72 号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。以上で、全日程を終了いたしました。 これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員